

地域再生法に基づく企業の地方拠点強化制度

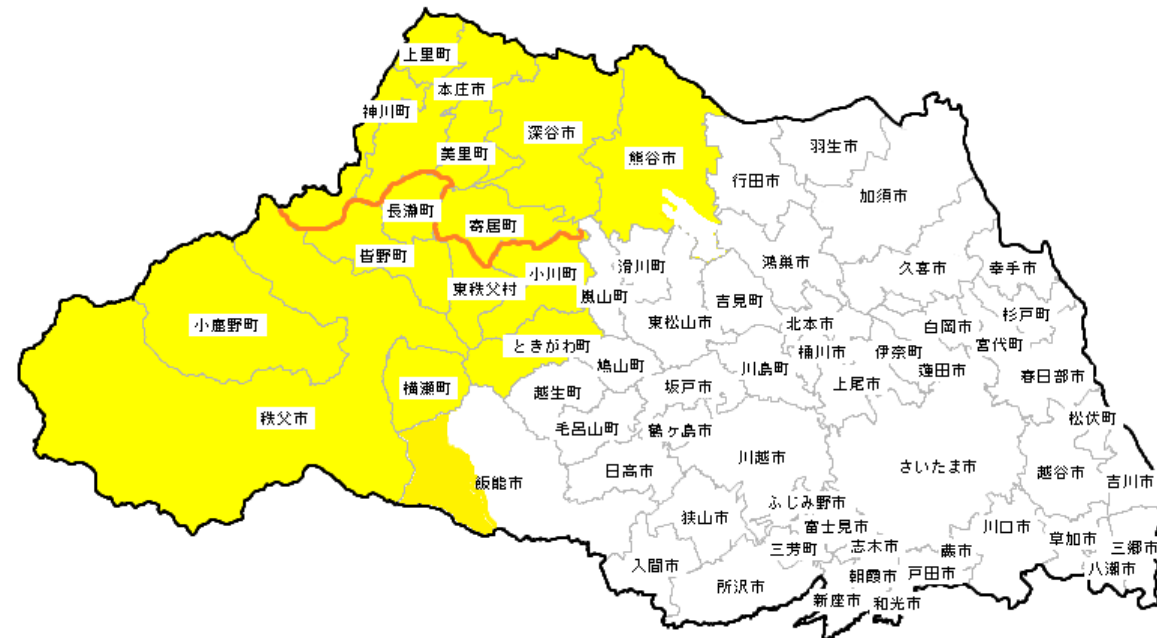
1 制度の概要

県又は県と市町村が共同で、本社機能の移転等の対象地域を位置づけた地域再生計画を作成し、国の認定を受けることにより、企業が次の事業を行う場合、施設の新増設に係る税額控除や、新規雇用の従業員に係る税額控除などの支援措置がある。

【移転型事業】東京 23 区にある本社機能を移転し、特定業務施設（事務所、研究所、研修所）を整備する事業

【拡充型事業】地方にある本社機能を拡充し、特定業務施設を整備する事業

2 対象市町村



(首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯以外の１６市町村)

熊谷市（旧大里町部分を除く）、秩父市、飯能市（旧名栗村部分）、本庄市、深谷市、小川町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町

3 本県の状況

- ・平成28年1月 国（内閣府）への認定申請
- ・同 3月 地域再生計画の認定
- ・平成31年3月 地域再生計画の更新（期間延長・目標数値の見直し）
- ・令和2年3月 地域再生計画の更新（期間延長・目標数値の見直し）
- ・令和2年7月 地域再生計画の更新（市町村による支援制度の修正等）

4 地域再生計画の概要

(1) 計画の名称
埼玉県企業拠点強化促進計画

(2) 地域再生計画の区域

対象地域を地理的要件や経済活動の状況等から以下の2つの地域に区分し、地域のそれぞれの特性を踏まえながら、企業の本社機能の移転・拡充を促進する。

【県北地域】 熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
 【秩父比企地域】 秩父市、飯能市、小川町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、
 小鹿野町、東秩父村、

（３）地域再生計画の目標

【目標１ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定件数】

・移転型事業の件数	１６件（うち県北 ８件、秩父比企 ８件）
・拡充型事業の件数	２４件（うち県北 １６件、秩父比企 ８件）

【目標２ 地方活力向上地域特定業務施設整備事業による雇用創出人数】

- ・移転型事業による雇用創出 80人（うち県北30人、秩父比企30人）
- ・拡充型事業による雇用創出 120人（うち県北60人、秩父比企30人）

(4) 地域再生を図るためのインセンティブ

①国による支援措置（地方活力向上地域特定業務施設整備事業）

ア 中小企業基盤整備機構による債務保証
イ 施設(事務所・研究所・研修所の建物等)の新增設に係る税額控除
ウ 新たに雇用した従業員に係る税額控除

②県と市町村独自の支援措置

ア ワンストップ窓口の設置
イ 補助金等の企業立地優遇制度
ウ 税の免除・軽減に係る優遇制度

(5) 計画期間

平成28年3月15日（計画認定の日）から令和6年3月31日まで